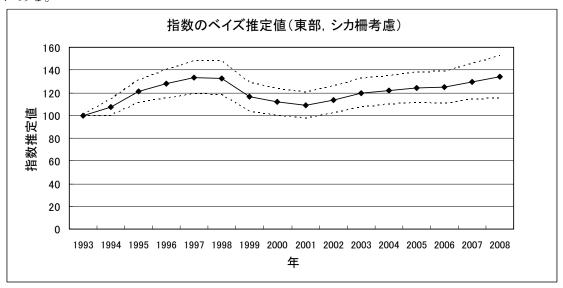
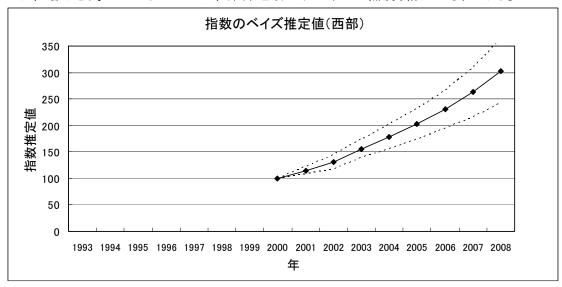
エゾシカ保護管理検討会(21.5.15)の開催結果について

1 平成20年度末エゾシカ個体数指数について

- * 個体数指数:各種調査から得られた結果について、基準年の値を100として、毎年 の生息動向を相対値で表したもの。
- (1) 東部地域(網走、十勝、釧路、根室支庁管内) 130±20(平成5年度を100とした指数)
 - ・ 東部地域については、平成14年ころから増加に転じ、過去最高だった平成10年と同等の個体数に達した恐れがある。特に十勝・網走支庁の増加が著しい。
 - ・ 減少に転じるには、東部地域で少なくとも平成10年実績値である38,000頭のメスジカ捕獲が必要である。(平成20年度実績26,000頭)
 - ・ 東部地域の農林業被害についても、平成 17年度以後減少しておらず、高い水準にある。



- * 東部地域のH5(1993)年度末推定生息数:約20万頭
 - → H20 (2008) 年度末:20 万頭×130/100=約 26 万頭
- (2) 西部地域(石狩、空知、上川、留萌、宗谷、胆振、日高支庁管内) 300±60(平成12年度を100とした暫定値)
 - ・ 西部地域の個体数指数は、全域で急速に増加し続け、平成12年の3倍に達している恐れがある。
 - ・ 西部地域は既に全体として東部地域と同じレベルかそれ以上の個体数に達しており、増加を食い止めるためには、東部地域並みの雌ジカ捕獲頭数が必要である。



* 西部地域の推定生息数については、現在までの調査結果では、実用できる精度で の算定ができていない。

(3) 南部地域 (渡島、檜山、後志支庁管内)

・ 南部地域については調査年が少なく、指数を算定するには情報が足りない。しかし、分布が拡大し、局地的には自然植生への影響が出始めており、一層の捕獲圧をかけることが必要である。

2 平成21年度エゾシカ個体数管理方針について

本年度(平成21年度)のエゾシカ狩猟(区域や期間)については、5月15日に開催したエゾシカ保護管理検討会における検討結果を踏まえて素案を作成し、関係機関と調整の上、道としての案とし、7月に予定している公聴会、審議会を経て、8月に決定する予定。

〇 エゾシカ保護管理検討会における検討結果の概要

東部地域及び西部地域(西興部村を除く)のエゾシカ狩猟期間

- ・ 始期は、平成20年度と同様とする。(10月24日(土)を想定。)
- ・ 終期は、平成20年度は一部の区域を除いて3月1日(日)までとしていたが、 平成21年度は、捕獲数の一層の増加を目指し、3月末までの範囲で延長する。
- ・ 希少猛禽類の繁殖に特に配慮を要する地域については、調整を図る。
- ・ 斜里町及び羅臼町については、捕獲効率を向上させる取組である「輪採制」の試 行を継続し、来年度の検討会までに効果を検証してその後の取扱を検討する。

南部地域のエゾシカ狩猟期間

・ 始期と終期は東部地域及び西部地域と同じとするが、捕獲効率の向上を図るため の取組として、平成20年度と同様の中断期間を設定する。

西興部村のエゾシカ狩猟期間

・ 鳥獣法に基づく「猟区」となっていることから、現行制度上で設定できる最大限 の狩猟期間(9月15日から翌年4月15日まで)とする。

捕獲数制限

・ 平成20年度と同じく、1人1日当たりの捕獲数は、メスジカは無制限、オスジカは1頭までとする。

3 今後のエゾシカ保護管理の方向性について

エゾシカを減少させるためには、少なくとも毎年メスジカ7万6千頭以上の捕獲が必要であるが、平成20年度の捕獲数はメスジカ4万5千頭に留まっており、生息数の増加が続いている。

エゾシカ対策は、大幅な狩猟規制緩和と市町村による積極的な個体数調整捕獲により、 当初、道東地域に限定すれば一時的な生息数減少の効果が認められたが、その後の更な る狩猟規制緩和の効果は十分ではなく、現在の鳥獣法の枠組みや実施体制では生息数の 減少はもとより増加を防ぐことすら困難な状況に至っており、現行の取り組みに加え、 新たに抜本的な対策が必要と思われる。

このようなことから、検討会から道に対して次の2点が提言された。

- 道だけでなく、環境省、国有林野、狩猟者団体、有効活用関係者など、エゾシカに 関係する全ての機関・団体が当事者としてエゾシカ保護管理を進める新たな枠組を構 築する必要がある。
- 一般狩猟者と捕獲専門家の育成等について、学識経験者、関係行政機関・関係団体 担当者などで構成するワーキンググループで、諸外国など先進地の事例も踏まえて検 討する必要がある。